

埼玉県吹奏楽連盟規約

第一章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 本連盟は埼玉県吹奏楽連盟と称する。
2. 本連盟は西関東吹奏楽連盟の規約により社団法人全日本吹奏楽連盟西関東支部の一員となり、全日本吹奏楽連盟西関東支部埼玉県吹奏楽連盟の名称を併用する。

(事 務 所)

- 第 2 条 本連盟の事務所を埼玉県さいたま市中央区下落合 3-4-1 図書センタービル 2 F に置く。

(支 部)

- 第 3 条 本連盟に東部、西部、南部、北部、中央および大学・職場・一般の六支部を置く。

第二章 目的および事業

(目 的)

- 第 4 条 本連盟は会員相互および各種関連組織の連絡提携と、吹奏楽の普及振興を図ると共に県内音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 5 条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- ① 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテストの主催。
 - ② 吹奏楽に関する演奏会、講習会、研究会等の主催。
 - ③ 吹奏楽指導者の育成に関する事業。
 - ④ 吹奏楽の普及および広報活動
 - ⑤ 各県吹奏楽連盟等との連絡提携
 - ⑥ 機関誌の発行
 - ⑦ その他、適当と認めた事業

第三章 会 員

(会員の種別)

- 第 6 条 本連盟の会員は埼玉県内の非職業の吹奏楽団体とし、これを正会員と称する。但し一加盟団体はこれを一正会員とする。必要により名誉会員、賛助会員等を置くことが出来る。

(会員の資格)

- 第 7 条 入会しようとする者は、入会願いを事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。正会員の入会資格は、活動の拠点を埼玉県内に置く者とし、詳細については別に定める加盟登録規定によるものとする。

第四章 役 員

(役 員)

- 第 8 条 本連盟に次の役員を置く。
- 会長：1名、理事長：1名、副理事長：若干名、事務局長：1名、事務局次長：若干名、理事：各支部5名程度、委嘱理事（支部選出以外の理事）：若干名、監事：若干名、事務主事：1名、事務主事補：若干名（理事・委嘱理事の内10名程度を常任理事とする）

(役員を選任)

第 9 条 本連盟に役員選考委員会を置き、役員選任に関する理事会の諮問に当たる。

- ① 会長および委嘱理事は理事会において推薦し、総会において選任する。
- ② 理事および監事は総会において選任する。
- ③ 理事長・副理事長・常任理事・事務局長および事務局次長は理事会において互選する。
- ④ 事務主事および事務主事補は理事会において選任し、理事長が委嘱する。

(役員職務)

第 10 条 役員職務は以下の通りとする。

- ① 会長は本連盟を代表するとともに、本連盟の会議において必要な場合、出席することができる。
- ② 理事長は本連盟の運営全般を総理統括し、全日本吹奏楽連盟の正会員となる。
- ③ 副理事長は理事長を助け、必要ある時は理事長の職務を代行する。
- ④ 事務局長は本連盟の事務に当たる。
- ⑤ 事務局次長は事務局長を助け、企画・庶務・会計処理に当たる。
- ⑥ 理事長・副理事長および事務局長は三役会を組織し、本連盟の運営を企画検討する。
- ⑦ 理事長・副理事長および常任理事は常任理事会を組織し、本連盟の運営を審議する。
- ⑧ 理事長・副理事長・常任理事・理事および委嘱理事は理事会を組織し、会務遂行の任に当たる。
- ⑨ 監事は事業の運営並びに財務を監査する。
- ⑩ 事務主事および事務主事補は、事務局長・事務局次長を補佐し、事務処理に当たる。事務主事および事務主事補は、有給とする事が出来る。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は一カ年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員のうち理事長の任期は二カ年とし、3期までとする。
3. 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

第五章 名誉会長・顧問・参与及び相談役

(名誉役員)

第 12 条 本連盟に名誉会長・顧問・参与及び相談役を置くことが出来る。

(名誉役員選任)

第 13 条 名誉会長・顧問・参与及び相談役は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第六章 会 議

(会議の種類)

第 14 条 会議を分けて総会、理事会、常任理事会、事務局会、その他委員会とする。

(総 会)

第 15 条 総会は毎年一回、西関東吹奏楽連盟の総会開催の一週間以上前に開催するものとし、理事長がこれを召集する。

2. 総会の議長は会員の互選により選出する。
3. 会員総数の二分の一以上の要求、または理事会の決議、あるいは監事の請求があったときは、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

(総会以外の会議)

第 16 条 理事会、常任理事会、事務局会、その他の委員会は随時理事長がこれを召集する。

2. 理事会、常任理事会の議長は、副理事長とする。

(会議の議決)

第17条 総会、理事会、常任理事会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状によって予め意思表示したものは、出席者とみなす。また、監事、事務局長、事務局次長、事務主事および事務主事補が、理事としての出席でない場合は、表決権はないものとする。

2. 会議の議決は出席者の過半数の賛成によりこれを決し、賛否同数の時は議長が決する。

(会議に付議すべき事項)

第18条 会議に付議すべき事項は以下の通りとする。

1. 総会に付議すべき事項

- ①事業報告及び計画に関する事項
- ②予算及び決算に関する事項
- ③会長・理事・監事の選任に関する事項
- ④規約の変更に関する事項
- ⑤その他特に重要な事項

2. 理事会に付議すべき事項

- ①事業遂行に関する事項
- ②財務の運営と実施に関する事項
- ③会員の入会および退会に関する事項
- ④規定・細則に関する事項
- ⑤その他重要な事項

3. 常任理事会に付議すべき事項

- ①事業企画に関する事項
- ②財務上の運用に関する事項
- ③名誉役員等の選任に関する事項
- ④他団体との連絡に関する事項
- ⑤その他必要な事項

第七章 会 計

(経費の支弁)

第19条 本連盟の経費は会費、入会金、補助金、助成金、奨励金、事業収入、その他の収入をもってこれを支弁する。

(会費・入会金)

第20条 本連盟の会費は年額小学校は5,000円、その他の団体は10,000円とし、内1,700円を西関東吹奏楽連盟の規約により負担金として納入するものとする。

2. 入会金は小学校は3,000円、中学校・高等学校は5,000円、その他の団体は10,000円とする。

(会費の納入)

第21条 会費は毎年5月末日までに納入するものとする。会費未納の団体は、原則として本連盟の主催する諸行事に参加することは出来ない。

(年度会計)

第22条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第八章 附 則

(細 則)

第23条 本規約の施行に必要な細則は別に理事会が定める。

(規約の変更)

第24条 本規約の変更は総会の三分の二以上の賛成を要する。

(施 行)

第25条 本規約は昭和34年6月14日から施行するものとする。

本規約は昭和48年6月6日から一部変更施行するものとする。

本規約は昭和60年5月1日から一部変更施行するものとする。

本規約は昭和61年4月26日から一部変更施行するものとする。

本規約は昭和63年4月24日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成4年4月25日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成6年4月23日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成7年4月25日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成8年4月26日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成12年4月28日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成15年4月30日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成23年4月27日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成25年4月23日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成29年4月25日から一部変更施行するものとする。

本規約は平成31年4月23日から一部変更施行するものとする。

埼玉県吹奏楽連盟加盟団体登録規定

埼玉県吹奏楽連盟規約第7条により本連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

(加盟の手続き)

- 第 1 条 本連盟に加盟する団体・個人は、埼玉県吹奏楽連盟規約およびその他の実施細則、さらに西関東吹奏楽連盟規約、全日本吹奏楽連盟定款のすべてを承認するものとする。
2. 加盟する団体は本連盟六支部のいずれかに所属するものとする。
 3. 加盟しようとするときは次の各号をそろえて、本連盟に申請するものとする。
ただし名誉会員・賛助会員は入会の手続きを要せず、理事会の推薦と本人の承諾をもって名誉会員・賛助会員とするものとする。
(1)加盟の申請書(本連盟の所定書式による)および理事会から求められた資料
(2)埼玉県吹奏楽連盟規約で定められた入会金
 4. 理事会は加盟申請があった場合、直近の理事会において入会についての審議を行う。

(会員の資格)

- 第 2 条 主に管打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体であること。
2. 年間を通じ定期的に吹奏楽の練習または活動を行っている団体であること。
 3. 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの楽団であること。
 4. 活動の拠点を埼玉県内に置くものとし、他の都道府県吹奏楽連盟との重複加盟は禁ずる。
 5. 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門学校・科、音楽専門学校の楽団は加盟することができない。
 6. 同一人が複数の会員の構成員になることはできるが、コンクール出場などの場合には当該大会実施規定などの定めるところによる。
 7. 賛助会員・名誉会員については本条項によらずその都度理事会で審議する。

(部 門)

- 第 3 条 正会員の部門は小学生・中学生・高等学校・大学・職場・一般とし、以下のように分ける。
- ①. 学校教育法に基づく小学校・中学校・高等学校・大学及びこれに準ずる団体は本条のそれぞれの部門に所属するものとする。
 - ②. 小学生部門の正会員は、同一小学校に在籍または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体とする。
 - ③. 中学生部門の正会員は、同一中学校に在籍または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体とする。
 - ④. 大学部門の正会員は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合には、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することが出来る
 - ⑤. 職場部門の正会員は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の許可を得て設立されている団体とする。また、その団体の団員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - ⑥. 一般部門の正会員は、原則として社会人、および社会教育団体のための楽団とする。
 - ⑦. 次の構成員の正会員は、各号の部門に所属するものとする。
(1)中学生と小学生の混成楽団・・・中学生部門
(2)高校生と中学生の混成楽団・・・高等学校部門
(3)大学生と高校生または中学生の混成楽団、短期大学、高等専門学校・・・大学部門

(会員の義務)

- 第 4 条 本連盟に新たに正会員として加盟を希望する団体は入会金を納入すること。

2. 本連盟に加盟している正会員は毎年5月末日までに、連盟会費を納入すること。納入のない場合は、原則として本連盟主催の行事には参加できないものとする。
3. 登録事項（名簿記載事項）の変更があった場合には一カ月以内に書面で事務局へ届け出ること。
4. 総会その他の会議および本連盟・上部連盟が主催する行事に参加または協力すること。

（資格の喪失）

第 5 条 本連盟に加盟登録された会員は次の各号の事由によってその資格を喪失する。資格を喪失しない限りは継続登録されるものとする。

- (1)退会したとき。
- (2)会員団体が解散したとき。
- (3)後見もしくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (4)破産の宣告を受けたとき。
- (5)死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
- (6)除名されたとき。

（退 会）

第 6 条 会員が次号のいずれかに該当したときは、理事会の承認を経て、理事長がこれを退会とする。任意に退会した会員は原則として一カ年以内に再加盟することはできない。

- (1)退会しようとする会員はその理由を付し退会届を理事会に提出する。
 - (2)会費を1年以上滞納した正会員は、原則として任意に退会したものとする。
2. 既納の会費は返還しない。

（除 名）

第 7 条 会員が次号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。除名された会員は、3年以上を経たのち、理事会の承認を得るまでは再加盟することはできない。既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。

- (1)加盟会員としての義務に違反したとき。
- (2)本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
- (3)加盟団体内において法律・学則に違反する行為があったとき。

（付 則）

第 8 条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

この規定は平成7年4月25日より施行する。

この規定は平成15年4月30日より施行する。

この規定は平成21年4月28日より施行する。

この規定は平成29年2月14日より施行する。

この規定は平成31年4月23日より改定施行する。

この規定は令和5年4月26日より改定施行する。

この規定は令和6年2月6日より改定施行する。

この規定は令和7年2月4日より改定施行する。

会 計 細 則

埼玉県吹奏楽連盟規約第23条により、経理事務に関する細則を次の通り定める。

第1章【 総 則 】

(経理事務処理規定)

第1条 経理事務は理事長が管理し、事務局が担当する。

2 支払いの執行は、事務局担当者が起案し、関係者の合意を経て理事長の承認を受け執行するものとする。担当者は執行後速やかに記帳し、証拠書類を整理保管する。

3 支払いの承認区分は、次の通りとする。

イ 1件につき5万円以下のもの 事務局長

ロ 1件につき5万円を超えるもの 理事長

4 支払いは、下記のいずれかに該当するものであることを確認の上執行するものとする。

イ 諸規定・細則または内規の指示によるもの

ロ 起票または伺いにより承認を受けた書類によるもの

ハ 契約または商習慣上の書類によるもの

ニ 納品を伴うものの納品書・請求書によるもの

5 緊急またはそれに相当する事情があった場合は、執行後理事長の承認を受けるものとする。

6 会計に関する諸帳簿は、次の通りとする。

総勘定元帳、金銭出納帳、銀行勘定帳、財産目録、その他会計に関する諸帳簿

7 会計証ひょう類の保存年数は、前項に規定する帳簿を7年以上とする。

8 出納現金は、金融機関等に預金し事務局長が保管する。また預金名義人は理事長とする。

9 事務局長は、毎月末現金残高と預金残高を理事長に報告し、帳簿に検印を受けるものとする。

10 支払先から受領すべき領収証は所定のものでなくてはならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するものについては、事務担当者による領収証またはその理由書をもって代えることができる。

イ 交通費等、最終支払先より領収証を徴収する事が不可能な場合

ロ 職員に対する給与、旅費等で各人の受領印を徴収する事が出来ない場合

ハ 謝礼・謝金等、最終支払先より領収証を徴収する事が不適當な場合

ニ 仮払いの場合

ホ その他理事長がやむを得ないと認めた場合

11 予算書は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

12 決算書は、会計年度終了後1ヶ月以内に作成し、監査を受け、総会の承認を得なければならない。

13 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章【事 務 費】

(事務費規定)

第2条 事務費として、人件費、消耗品費、通信費、備品費、会議費、借用料、雑費を支出できる。

(人件費規定)

第3条 人件費は、手当、旅費、福利費及び税理士経費とする。

2 手当は、主事及び主事補及びアルバイト（短期の事務作業等）については埼玉県吹奏楽連盟規約第10条第9項により支給することとする。

3 旅費は、埼玉県吹奏楽連盟旅費支給規定により役員及び事務局員について支給する。但し、会議費、事業費として支出する場合を除く。

（消耗品費規定）

第4条 消耗品費は、事務用品費、印刷費とする。

2 事務用品費は、文具類、用紙類、事務機器部品類、電灯・電池等照明器具等とする。

3 印刷費は、総会資料、規約・諸規定・名簿、会報等の印刷代とする。但し事業費として支出する印刷費を除く。

（通信費規定）

第5条 通信費は、郵送料・電話料・宅配便代・インターネット通信料とする。但し事業費として支出する通信費を除く。

（備品費規定）

第6条 備品とは、購入金額が20,000円以上で、耐用年数が長期にわたる物品をいう。備品の購入に当たっては理事会の承認を得るものとする。

（会議費規定）

第7条 会議費とは、総会、理事会、常任理事会、その他の会議の経費とし、その内容は会場使用料、会議資料作成費、役員旅費、講師謝礼、その他会議運営等に要する費用とする。

2 役員旅費は、本連盟旅費支給規定による。

3 特別な記念行事等の食費は、そのつど理事長が定める。

（借用料規定）

第8条 借用料として次のものを支出できる。

イ 事務所借用料 ロ 借用に伴う共益金 ハ 機器リース料

（雑費規定）

第9条 雑費として次のものを支出できる。

イ 第3条から第8条に含まれない少額の支出に当たるもの ロ 別に定める慶弔費

第3章【事業費】

第10条 事業費の対象は、コンクール、アンサンブルコンテスト、小学生バンドフェスティバル、マーチングコンテスト、マーチング講習会、バンドクリニック、マーチングオンステージ、各種事業補助とする。

（コンクール及びアンサンブルコンテスト会計規定）

第11条 コンクール及びアンサンブルコンテストについては、別に定めるコンクール及びアンサンブルコンテスト会計細則による。

（小学生バンドフェスティバル及びマーチングコンテスト会計規定）

第12条 小学生バンドフェスティバル及びマーチングコンテストについては、別に定めるコンクール及びアンサンブルコンテスト会計細則に準じて支出するものとする。

（マーチング講習会会計規定）

第13条 マーチング講習会については、1回の講習会につき支出総額が250,000円以内とする。講師謝礼金額についてはそのつど講習会実行委員会と協議する。

(バンドクリニック会計規定)

第14条 バンドクリニック会計については別に定める。

(マーチングオンステージ会計規定)

第15条 マーチングオンステージ会計については別に定める。

(事業補助規定)

第16条 事業補助は、吹奏楽祭、支部講習会、指導者講習会、指導者支援事業、西関東大会派遣、マーチング単独講師派遣について行う。

- 2 新たにマーチングを始め、マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバルに参加する団体には、単独講師を派遣し、講師料補助を支給する。
- 3 補助金額は別表1の定めるところによる。

別表1

補 助 事 業 名	補 助 金 額 (上 限)
吹奏楽祭	400,000円
支部講習会	1支部につき 200,000円
指導者講習会(年間2回以内)	1回につき 80,000円
指導者支援事業(支部毎に年間10回以内・大職般を除く)	1回につき 3,000円
マーチング単独講師派遣	1団体につき 30,000円
西関東大会派遣(コンクール、小学生バンドフェスティバル及びマーチングコンテスト)	1団体につき 小・中学校 20,000円 高等学校以上 15,000円

第4章【その他の支払い】

(各種会員費規定)

第17条 各種会員費として、西関東正会員費、埼玉県文化団体連合会会費、彩の国コミュニティ協議会費を支出することができる。

(支部還付金規定)

第18条 支部還付金として、各支部の運営費を支出する。

- 2 一支部の還付金は1,200円に団体数を乗じた額に140,000円を加えたものとする。
- 3 支部還付金の算出は、毎年5月末日の加盟団体数をもって行う。

(積立金規定)

第19条 必要により理事会の承認を得て積立をすることが出来る。

(付則)

第20条 この細則は理事会の決議を経なければ変更出来ないものとする。

この細則は平成12年4月28日より施行する。

この細則は平成13年5月1日より一部改訂施行する。

この細則は平成15年4月30日より一部改訂施行する。

この細則は平成23年3月1日より一部改訂し平成23年度より施行する。

この細則は平成26年6月10日より一部改訂し平成26年度より施行する。

この細則は平成28年6月7日より一部改訂し平成28年度より施行する。

この細則は平成29年2月14日より一部改訂し平成29年度より施行する。

この細則は平成30年4月24日より一部改訂し平成30年度より施行する。

この細則は平成31年4月23日より一部改訂し2019（令和元）年度より施行する。

この細則は令和6年2月6日より一部改訂し令和6年度より施行する。

埼玉県吹奏楽コンクール実施規定

昭和44年7月5日施行

埼玉県吹奏楽連盟コンクール実施規定を次のように定める。

(実 施)

- 第 1 条 埼玉県吹奏楽連盟コンクール（以下「県コンクール」という）は埼玉県吹奏楽連盟（以下「埼玉吹連」という）に加盟する正会員団体が参加して毎年1回次の方法により実施される。
1. 県コンクールを地区大会及び県大会に分ける。
 2. 各地区大会において優れた成績をおさめた出場団体は、部門により県大会の審査を経た後埼玉吹連代表として全日本吹奏楽コンクール西関東支部大会（以下「西関東コンクール」という）への出場資格が与えられ、西関東吹奏楽連盟あて推薦される。
 3. 各出場団体が各地区大会のうちいずれに出場するかは、各年毎の実施細目によって決定する。
 4. 県コンクールは、県大会を含め、原則として8月10日までに終了する。ただし大学、職場・一般の部門は、西関東大会への推薦期限にあわせその年毎に実行委員会が定める。
 5. 各地区大会の会場、期日の選定は理事会が行い、当該年度の総会までに発表されなければならない。なお、その実施は実施細目により各実行委員会が行う。

(県大会)

- 第 2 条 県大会は次の方法により実施される。
- 1 各地区大会への上場団体のうち優れた成績をおさめた団体、および第23条に該当する出場団体には、県大会に出場する資格が与えられる。
 2. 県大会の会場、期日の選定は、理事会の承認を経て、埼玉吹連事務局が行い、その実施は各支部役員の協力を得て同じく埼玉吹連事務局が行う。

(部門・部および参加人員)

- 第 3 条 県コンクールを実施するにあたって部門および部の別と、参加人員制限は次の表のとおりとする。参加人員には、指揮者を含まない。

参加人員	Aの部	Bの部	Cの部	Dの部
1. 小学生部門	小学生の部の区別を設けない。人数制限なし。			
2. 中学生部門	50名以内	30名以内	20名以内	人数制限なし
3. 高等学校部門	55名以内	30名以内	20名以内	人数制限なし
4. 大学部門	55名以内	30名以内	20名以内	人数制限なし
5. 職場・一般部門	65名以内	30名以内	20名以内	人数制限なし

(上部大会)

- 第 4 条 各部門のAの部は、西関東吹奏楽コンクールを経て、全日本吹奏楽コンクールへ連なる。
2. 小学生部門は西関東吹奏楽コンクールを経て、東日本学校吹奏楽大会へ連なる。または、西関東小学生バンドフェスティバルのステージ部門を経て、全日本小学生バンドフェスティバルのステージ部門へ連なる。
 3. 中学生部門、高等学校部門のBの部は、西関東吹奏楽コンクールを経て、東日本学校吹奏楽大会へ連なる。

4. 上記以外の部は、県内各地区大会のみとする。

(参加資格)

第 5 条 各部門の参加資格は次のとおりとし、参加は 1 正会員団体につき単一部門のみとする。

(1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として、吹奏楽を習得している児童、または、校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

(2) 中学生部門

構成メンバーは同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として、吹奏楽を習得している生徒、または、校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。同一学内、同一団体内の小学校児童の参加は認めるものとする。

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として、吹奏楽を習得している生徒とするが、同一学内の小・中学校児童生徒の参加は認めるものとする。

(4) 大学部門

構成メンバーは同一大学に在籍している学生(大学院生も含む)とする。ただし、管、打、コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、団員であっても次の第 7 条に該当する者および他の部門に出場し得る者の参加は認めない。

2. 小学生部門、中学生部門および B、C、D の部は、各同一部門内で複数正会員団体による合同出場を認める。ただし、出場申し込み時点で合同後の 2・3 年生在籍人数が各部門の制限人数を超えない場合に限る。中学生部門においては同一支部内に限るものとする。

3. 中学生部門および高等学校部門の B、C の部は出場資格制限を設定する。出場申し込み時点で 2・3 年生の在籍人数が B の部は 30 名以内、C の部は 20 名以内の団体が出場できる。

4. 第 5 条 2 項の例外規定として、以下の設定をする。

(1) 4 月 1 日以降 2・3 年生の部員が増えたために制限人数を超えた場合

(2) 以下の場合は出場資格に関わる人数に含めないこととする。

・活動を終えた 3 年生

・活動はしていないが、部に在籍している生徒

(2)は「コンクール前に 3 年生が引退し、1・2 年生のみで参加する運営形態の学校」のために設定されており、コンクールに向けての部内選出によってメンバーから外された 3 年生はこれに該当しない。

5. 小学生部門および中学生部門において、在籍する小学校、中学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

6. 本条に違反した場合は失格とし審査の対象にならない。

(参加数制限)

第 6 条 参加は 1 正会員団体につき 1 編成の出場団体のみとする。ただし A の部へ出場する団体は、希望により D の部へもう 1 編成の出場を認めることとする。この場合、奏者の重複は認めない。これに違反したときは

失格とする。

(奏者の制限)

第 7 条 同一奏者が県外を含む二つ以上の出場団体に重複して出場することは認めない。また職業演奏家等の参加はこれも認めない。課題曲と自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。これに違反した団体は、すべてこれを失格とみなし審査の対象とならない。

(指揮者)

第 8 条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めたものとする。ただし、課題曲と自由曲は同一人が指揮することとする。

2. 同一部門において指揮することができるのは一団体とする。

3. 第 8 条 2 項の例外規定として、以下を設定する。

(1) 第 6 条の規定により 1 正会員団体が A の部と D の部に 2 編成出場する場合は、同一人が両方を指揮することができる。

(2) 小学生部門、中学生部門において小学校、中学校の学校単位以外の団体を指揮する場合は複数団体を指揮することができる。

(編成)

第 9 条 課題曲はスコアに指定された編成とする。

2. 自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とするが、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認める。ただし、D の部においてはこの限りではない。

3. 小学生部門と全部門の C の部は、上記のほかエレキベースの使用も認める。

4. 自由曲で歌声については、スカット、ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

(演奏曲目)

第 10 条 各部門 A の部の出場団体は、指定の課題曲、及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

2. 各部門 A の部出場以外の出場団体にあつては自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

(課題曲)

第 11 条 各部門 A の部の課題曲は、全日本吹奏楽連盟が、曲名、演奏方法、出版社等、その年毎に決定発表したものとする。

(自由曲)

第 12 条 自由曲の選択決定は、出場団体毎に随意とするが、各部門 A の部及び B の部の自由曲は 1 曲とする。

なお同一楽曲中のものであれば組曲等、楽章が分離されていても併せて 1 曲とみなす。

2. 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。

3. 本条に違反した場合は失格とし審査の対象とならない。

(演奏時間)

第 13 条 各部門 A の部の演奏時間は、課題曲をはじめに演奏し、自由曲も含めて 12 分以内とする。なお、演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。

2. 各部門 A の部以外と小学校部門にあつては、7 分以内とする。

3. 本条に違反した場合は失格とし審査の対象にならない。

(出場申し込み)

第14条 県コンクールに出場を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施要領によって決定された方法により、出場申し込みをするものとする。

(申し込み内容の変更)

第15条 申し込み内容の変更は原則として認められないが、止むを得ず次の項目について変更する場合は、コンクール実施の前日までに理事長へ、団体長による書面申請を行い、承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずにコンクールに出場した場合は、失格とし審査の対象とならない。

(1) 指揮者

(2) 演奏曲目。ただし、著作権法上演奏が認められない場合に限る。

(3) 大学・職場一般部門における参加人員の増。

(出場会場および出演順序)

第16条 県コンクールにおいて、各出場団体の出場会場および出演順序は、毎年、県コンクール出場団体打ち合わせ抽選会において決定される。なお、決定された会場・出場順序に故なく欠場した出場団体は、棄権とみなし審査の対象とならない。ただし、突発事故等止むを得ない事由の伴うときは運営委員(会)の指示に従うものとする。運営委員会の措置方法は、別に定める。

(審査員)

第17条 審査員は審査員検討委員会が人選し、理事長がこれを委嘱する。

2. 審査員の数は、原則として各地区大会においては5名、県大会においては7名とするが、止むを得ない事由のあるときは、その年毎に常任理事会で審議し決定する。また委嘱後において、審査員各個人の事由により、審査不可能の状態が生じ、運営委員会がこれを補充困難と認めた場合、減員のまま審査を行うものとする。

3. 審査員の互選により審査委員長1名を定め、審査員の統轄を運営委員会が依頼する。

4. 審査員検討委員会については別に定める。

(審査方法)

第18条 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第19条 審査により地区大会・県大会において全団体に賞を与え、上位より金賞、銀賞、銅賞とする。

(受賞の取り消し)

第20条 コンクール終了後、出場団体の参加資格などに疑義を生じた時は、運営委員会がこれを調査審議し、その答申に基づき理事長は入賞を取り消すことができる。

(県大会・西関東大会への推薦)

第21条 県大会、西関東大会への推薦は、出演団体の賞に関わらず、あらかじめ定められた代表数が、高得点の団体より推薦される。

(県大会と県代表)

第22条 地区大会を行う部門においては、その年ごとの実施要項で定められた比例配分に従い、各地区大会より推薦された出場団体が県大会に出場する。ただし、Cの部、Dの部の両部門は県大会を行わない。県大会において県連盟の推薦を得た出場団体は、埼玉県代表として西関東コンクールに出場する。

(シード)

第23条 次の団体は、地区大会を経ないで県大会に出場し得るが、各地区大会のいずれかにおいて、該当部門毎に定められた規定に基づいて演奏をしなければならない。

ア 前年度に西関東吹奏楽コンクールの高等学校部門において金賞を受賞した出場団体

イ 前年度に西関東吹奏楽コンクールの中学生部門Aの部において金賞を受賞した出場団体

ウ 前年度に東日本学校吹奏楽大会中学生の部に出場した団体

なお、これらのシード団体が各地区大会のいずれにおいて演奏するかは、その年毎に決定する。

(出場に関する費用)

第24条 地区大会および県大会、西関東コンクール、全日本コンクール出場に関する一切の費用は、該当正会員団体ごとに負担する。

(運営委員会)

第25条 本連盟規約第5条1項に基づく県コンクール等の実施に関し、次の基準により埼玉県吹奏楽連盟コンクール運営委員会を設け、本規定に基づくコンクール等の運営ならびに理事長の諮問機関としての任にあたる。

1. 運営委員会は、原則としてその年のコンクールに出場する団体に所属する者およびその出場団体の指導者以外の者と、県吹連役員等5名以上をもって組織する。
2. 運営委員は、原則として理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
3. 運営委員の任期は一年とするが再任を妨げない。
4. 運営委員会に委員長、副委員長を各1名おく。
5. 委員長および副委員長の選出は委員の互選とする。
6. 運営委員会の業務は、別に定める運営委員会内規による。

(コンクール実行委員会)

第26条 運営委員会に関わる諸業務以外の、県コンクール実施に関する全ての業務は、その年毎に理事長から委嘱された実行委員会が担当するものとする。

(コンクール実施細目)

第27条 県コンクール実施に関して本規定以外必要と認められる基準、細目等については、その年毎に常任理事会がこれを定めることができる。

(本規定の改廃)

第28条 本規定の改廃については、理事会において行う。

また特に必要ある時は、総会の議決によることとする。

本規定は、昭和44年度コンクール実施のときから適用する。

2. 昭和48年 6月 6日から一部改正施行するものとする。
3. 昭和50年 9月 2日から一部改正施行するものとする。
4. 昭和51年 5月 1日から一部改正施行するものとする。
5. 昭和55年12月16日から一部改正施行するものとする。
6. 昭和56年 5月21日から一部改正施行するものとする。
7. 昭和57年 4月30日から一部改正施行するものとする。
8. 昭和58年 4月22日から一部改正施行するものとする。
9. 昭和59年 2月 2日から一部改正施行するものとする。
10. 昭和61年 4月26日から一部改正施行するものとする。
11. 昭和63年 4月23日から一部改正施行するものとする。

12. 平成 2年 4月28日から一部改正施行するものとする。
13. 平成 4年 4月25日から一部改正施行するものとする。
14. 平成 7年 4月25日から一部改正施行するものとする。
15. 平成 8年 4月27日から一部改正施行するものとする。
16. 平成10年 4月24日から一部改正施行するものとする。
17. 平成11年 4月23日から一部改正施行するものとする。
18. 平成15年 4月30日から一部改正施行するものとする。
19. 平成16年 4月30日から一部改正施行するものとする。
20. 平成19年 4月24日から一部改正施行するものとする。
21. 平成20年 6月11日から一部改正施行するものとする。
22. 平成21年 4月28日から一部改正施行するものとする。
23. 平成22年 4月27日から一部改正施行するものとする。
24. 平成22年 6月15日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。
25. 平成23年 3月 1日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。
26. 平成24年 8月28日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
27. 平成25年 2月12日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
28. 平成25年 8月27日に一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
29. 平成26年10月 7日に一部改正し、平成27年度の実施より適用するものとする。
30. 平成29年 2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
31. 平成31年 2月11日に一部改正し、2019（令和元）年度の実施より適用するものとする。
32. 令和 3年 1月19日に一部改正し、令和3年度の実施より適用するものとする。
33. 令和 4年 4月26日に一部改正し、令和4年度の実施より適用するものとする。
34. 令和 4年10月11日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
35. 令和 5年 4月26日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
36. 令和 6年 2月 6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
37. 令和 7年 2月 4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。

埼玉県吹奏楽コンクール審査内規

- 第1条 この内規は埼玉県吹奏楽コンクール実施規定第18条に基づき、審査について定めるものとする。
- 第2条 審査員は Aの部においては課題曲と自由曲を、それぞれ100点の合計200点満点で、それ以外の部門においては自由曲を100点満点で評価する。
2. 審査結果は各審査員の得点をAの部においては課題曲と自由曲の合計点数を、それ以外の部門においては自由曲の点数を順位に換算し、順位を合計した数の少ない団体から賞を与える。審査員の順位を合計する際、審査員が5名ないし6名の場合は順位が最も低いもの1つを除く。審査員が7名の場合は順位が最も低いもの1つと最も高いもの1つを除く。
- 第3条 審査結果の集計及び処理は、コンクール実行委員がこれを行う。
- 第4条 運営委員は集計結果をもとに賞の原案を作成し、連盟責任者（会長・理事長・副理事長またはその代理となる者）の承認を得た後、審査員の審議を経て入賞団体を決定する。
- 第5条 審査用紙を、出場団体に交付する。ただし、失格となった団体には講評部分のみを交付する。
- 第6条 審査集計結果を出場団体に交付する。ただし、失格となった団体にはこれを交付しない。
- 第7条 この審査内規は理事会の議決により改定することができる。
- 2.この審査内規は、平成29年2月14日より施行し、平成29年度の実施より適用するものとする。
- 3.この審査内規は、令和4年6月15日より改定施行し、令和4年度の実施より適用するものとする
- 4.この審査内規は、令和4年10月11日より改定施行し、令和5年度の実施より適用するものとする。

埼玉県アンサンブルコンテスト審査内規

- 第1条 この内規は埼玉県吹奏楽アンサンブルコンテスト実施規定第13条に基づき、審査について定めるものとする。
- 第2条 審査員は100点満点で評価する。
- 2 審査結果は各審査員の得点を順位に換算し、順位を合計した点数の少ない団体から賞を与える。審査員の順位を合計する際、審査員が5名ないし6名の場合は順位が最も低いもの1つを除く。審査員が7名の場合は順位が最も低いもの1つと最も高いもの1つを除く。
- 第3条 審査結果の集計及び処理は、アンサンブルコンテスト実行委員がこれを行う。
- 第4条 運営委員は集計結果をもとに賞の原案を作成し、連盟責任者（会長・理事長・副理事長またはその代理となる者）の承認を得た後、審査員の審議を経て入賞団体を決定する。
- 第5条 審査用紙を出場団体に交付する。ただし、失格となった団体は講評部分のみを交付する。
- 第6条 審査集計結果を出場団体に交付する。ただし、失格となった団体にはこれを交付しない。
- 第7条 この審査内規は理事会の議決により改定することができる。
- 2 この審査内規は平成29年2月14日より施行し、平成29年度の実施より適用するものとする。
- 3 この審査内規は令和4年10月11日より施行し、令和4年度の実施より適用するものとする。

埼玉県アンサンブルコンテスト実施規定

昭和63年施行

埼玉県アンサンブルコンテスト実施規定を次のように定める。

(実 施)

第 1 条 埼玉県アンサンブルコンテスト（以下「県コンテスト」という）は埼玉県吹奏楽連盟（以下「埼吹連」という）に加盟する正会員団体が参加して毎年1回次の方法により実施する。

1. 県コンテストを実施区分名を付した地区大会及び県大会に分ける。
2. 各地区大会において優れた成績を納めたチームは、県大会の審査を経た後、埼吹連代表として全日本アンサンブルコンテスト西関東支部予選出場資格が与えられ、西関東吹奏楽連盟あて推薦される。
3. 各参加チームが各地区大会の内いずれに出場するかは各年毎の実施細目によって決定する。
4. 各地区大会及び県大会の会場、期日の選定及び実施に必要な事項については、毎年8月までに理事会において決定する。

(県大会)

第 2 条 各会場大会に出場した参加チームのうち、優れた成績をおさめたチームは、県大会に出場する資格が与えられる。

(部 門)

第 3 条 県コンテストの部門については次のとおりとする。

1. 中学生部門
2. 高等学校部門
3. 大学部門
4. 職場・一般部門

(参加資格)

第 4 条 各部門の参加資格は次のとおりとし、1正会員団体につき2チームまで出場することができる。ただし、中学生部門において合同出場する場合は、合同後の団体から2チームまでの出場とする。

1. 中学生部門
構成メンバーは同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として、吹奏楽を習得している生徒、または、校外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。同一学内、同一団体内の小学校児童の参加は認める。少人数の団体の救済措置として、同一支部内において複数正会員団体による合同出場を認める。ただし、出場申し込み時点で合同後の1・2年生在籍人数が16名を超えない場合に限る。在籍する中学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。
2. 高等学校部門
構成メンバーは同一高等学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として吹奏楽を習得している生徒とするが、同一学内の小学校児童・中学校生徒の参加は認める。
3. 大学部門
構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラス専攻学生の参加は認めない。

4. 職場・一般部門

構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、次の第5条に該当するメンバーの参加は認めない。

(奏者の制限)

第5条 同一奏者が県外を含む二つ以上のチームに重複して出場することは認めない。職業演奏家の参加は、これも認めない。これに違反した正会員団体はすべてこれを失格とみなし審査の対象とならない。

(編成)

第6条 各チームの構成メンバーは、各部門とも3名以上8名までとし、編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器、コントラバスによるものとする。ただし次の各項は認めない。

1. 同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
2. 独立した指揮者をおくこと。
3. リコーダーを使用すること。
4. コントラバスのみで編成を組むこと。

(演奏曲目)

第7条 出場チームは自由曲1曲を演奏し審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。

(演奏時間)

第8条 演奏時間は5分以内とし、これを超過する場合は失格とし、審査の対象とならない。

(出場申し込み)

第9条 県コンテストに出場を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施細目によって決定された方法により、出場申し込みを行うものとする。

(申し込み内容の変更)

第10条 申し込み内容の変更は原則として認められないが、止むを得ず次の項目について変更をする場合は、コンテスト実施の前日までに理事長へ、団体長による書面申請を行い、承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずコンテストに出場した場合は、失格とし審査の対象とならない。

- (1) 編成
- (2) 演奏曲目。ただし、著作権法上演奏が認められない場合に限る。

(出場会場および出演順序)

第11条 各チームの出場会場および出演順序は、その年毎の県コンテスト出場団体打ち合わせ抽選会において決定する。

(審査員)

第12条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長がこれを委嘱する。

審査員の数は、原則として各地区大会においては5名、県大会においては7名とする。

ただし、委嘱後において審査員各個人の事由により審査不可能の状態が生じ、運営委員会がこれを補充困難と認めた場合は、減員のまま審査を行うものとする。

2. 審査員の互選により審査委員長1名を定め、審査員の統轄を運営委員会が依頼する。

(審査方法)

第13条 審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第14条 審査により、原則として、全チームに賞を与え上位より、金賞、銀賞、銅賞とする。

(受賞の取り消し)

第15条 コンテスト終了後、参加チームの出場資格に疑義を生じた時は、運営委員会がこれを調査審議し、その答申に基づき理事長は入賞を取り消すことができる。

(県大会・西関東大会への推薦)

第16条 県大会、西関東大会への推薦は、参加チームの賞にかかわらず、あらかじめ定められた代表数が、高得点のチームより推薦される。

(県大会と県代表)

- 第17条 地区大会を行う部門においては、その年ごとの実施要項で定められた比例配分に従って実施する。
- 県大会において県連盟の推薦を得たチームは、埼玉県代表として西関東アンサンブルコンテストに出場する。
2. 中学生部門において、前年度の全日本アンサンブルコンテストに出場したチームが所属していた地区の地区大会は、そのチームの数だけ県大会への出場数を増加できる。ただし、それ以外の増加は認めない。
 3. 高等学校部門においては、原則として比例配分とするが、地区代表の最後のチームに同点が出た場合1チームのみ代表を増やすことができる。

(出場に関する費用)

第18条 各地区大会および県大会、西関東アンサンブルコンテスト、全日本アンサンブルコンテスト出場に関する一切の費用は、該当正会員団体ごとに負担する。

(補則)

第19条 運営委員の選出ならびに業務分担、および審査員選考委員の選出ならびに業務分担などについては、埼玉県吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

(本規定の改廃)

- 第20条 本規定は埼吹連理事会の決議により改定することができる。
- 本規定は、昭和63年度県コンテスト実施の時から適用する。
2. 平成7年4月25日から一部変更施行するものとする。
 3. 平成8年4月27日から一部変更施行するものとする。
 4. 平成9年4月25日から一部変更施行するものとする。
 5. 平成10年4月24日から一部変更施行するものとする。
 6. 平成11年4月23日から一部変更施行するものとする。
 7. 平成15年4月30日から一部変更施行するものとする。
 8. 平成21年4月28日から一部変更施行するものとする。
 9. 平成22年4月27日から一部変更施行するものとする。
 10. 平成23年3月1日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。

11. 平成25年2月12日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
12. 平成25年10月8日に一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
13. 平成29年2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
14. 令和4年4月26日に一部改正し、令和4年度の実施より適用するものとする。
15. 令和5年4月26日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
16. 令和6年2月 6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
17. 令和7年2月4日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。

埼玉県マーチングコンテスト実施規定

平成元年5月9日施行

第一章 総 則

(大会の名称)

第 1 条 本大会の名称は「埼玉県マーチングコンテスト」とする。

(実 施)

第 2 条 埼玉県マーチングコンテスト A の部および B の部は、埼玉県吹奏楽連盟に加盟する正会員団体が参加して毎年 1 回実施する。

2. 埼玉県マーチングコンテスト C の部は、埼玉県吹奏楽連盟に加盟する正会員団体および共催である埼玉県マーチングバンド協会に加盟している団体が参加して毎年 1 回実施する。

(実施会場・日時等)

第 3 条 実施会場・開催要項その他必要事項については、全日本マーチングコンテスト実施規定に準拠し、毎年 3 月末日までに埼玉県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）でこれを定める。開催日については、西関東マーチングコンテスト開催日の 3 週間以前とする。

第二章 実施区分および参加資格

(実施区分および参加部門)

第 4 条 埼玉県マーチングコンテストの実施区分は「中学生部門」「高校以上部門」の 2 部門制とし、それぞれ上部大会の異なる A の部、B の部および C の部を行う。

(参加資格)

第 5 条 参加資格は、埼玉県吹奏楽連盟に加盟する団体で次のとおりとする。

① 中学生

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒、または、校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。同一学内、同一団体内の小学校児童の参加は認めるものとする。在籍する中学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

② 高等学校

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする（同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める）。

③ 大 学

構成メンバーは、同一大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

④ 職 場

同一経営の会社、工場、事務所、官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。

⑤ 一 般

構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

2. 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。ただし、同一団体が A の部および B の部の両部に出場することは認める。

3. 少人数の団体の救済処置として、中学生部門および B の部は複数団体での合同出場を認める。

4. 第 5 条 3 項は、各団体単独で大会出場できない場合でも、合同演奏を行うことで、マーチングコンテストへの参加を可能にする措置であり、各団体からメンバーを選抜するなど、設置の趣旨に沿わない場合には出場を認めない。

(指 揮 者) 追 加

第 6 条 指導者並びに指揮者の資格について制限しないが、加盟団体の長が認めたものとする。

2. 同一部門において指揮することができるのは 1 団体とする。

3. 第 6 条 2 項の例外規定として、以下を設定する。

(1) 第 5 条の 2 の規定により 1 正会員団体が A の部と B の部に 2 編成出場する場合は、同一人が指揮をす

ることができる。

(2) 中学生部門において中学校の学校単位以外の団体を指揮する場合は複数団体を指揮することができる。

第三章 県 代 表

(上部大会)

第 7 条 A の部は西関東マーチングコンテストを経て、全日本マーチングコンテストへ連なる。B の部は西関東マーチングコンテストへ連なる。C の部は県大会のみとする。

(代表団体の推薦)

第 8 条 県代表団体は、審査員の推薦または投票により選考し、西関東マーチングコンテスト開催日の3週間以前に西関東吹奏楽連盟（以下、西関東吹連という）へ推薦・報告する。

2. 西関東マーチングコンテスト出場に要する費用は出場団体の負担とする。

(推薦団体数)

第 9 条 推薦団体数については、その年毎に西関東吹連の定める数を推薦する。

2. 推薦にあたって、実施区分別推薦団体数の配分は別途実施細目の定めるところによる。

第四章 参 加 申 込 み

(参加費用)

第 10 条 埼玉県マーチングコンテスト参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(出場申し込み)

第 11 条 埼玉県マーチングコンテストに出場を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施要領によって決定された方法により、出場申し込みをするものとする。

第五章 演 奏 ・ 演 技

(参加人員)

第 12 条 A の部の参加人員は、ドラムメジャーを含み81名以内とする。指揮者はこの人数に含まない。

2. B の部およびC の部の参加人員は、自由とする。ただし、申込人数を超えることはできない。

(編 成)

第 13 条 A の部の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器とする。エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認めない。大道具、ピット楽器の使用は認めない。

2. B の部の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器とし、ピット楽器（エレキベース、ハーブ、電子楽器の使用も可）および手具の使用は認める。

3. C の部の編成は自由とする。手具の使用は認める。

4. (追加) 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

(出演時間)

第 13 条 A の部およびB の部の出演時間は6分以内とする。C の部の出演時間は8分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。出演時間を超過した場合は審査の対象としない。

(演奏曲目)

第 14 条 演奏曲目は自由とする。

(規定課題)

第 15 条 A の部に参加する団体は、全日吹連がその年度ごとに定めた規定課題を演技しなければならない。

(服 装)

第 16 条 服装は自由とする。

(出演順序)

第 17 条 各部における参加団体の出演順序は、あらかじめ抽選により決定する。

2. 各部の順序はその年ごとにマーチング実行委員会において決定する。

(申込内容の変更)

第 18 条 申込内容の変更は原則として認められないが、やむを得ず次の項目について変更する場合は、コンテスト実施の前日までに理事長へ、団体長による書面申請を行い、承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずにコンテストに出場した場合

は、失格とし審査の対象とならない。

- (1) 指揮者
- (2) 演奏曲目および演奏順序
- (3) Bの部およびCの部における参加人員の増

第六章 審査・表彰

(表彰)

第19条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、必要に応じて特別賞を贈る。

(審査員)

第20条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。

2. 審査員の数は原則として5名とする。
3. 審査方法は、別に定める審査内規による。
4. 審査員の委嘱後、審査員各個人の事由により、審査不能の状態が生じ補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
5. 審査員の互選により審査員長1名を定め、運営委員は審査員長に審査員の統轄を依頼する。

(規定審判員)

第21条 第15条に定める規定課題の審査については、規定課題審判員（以下、審判員という）が行う。

2. 審判員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。
3. 審判員はマーチング指導の資質を有する者1名を合わせ、原則として2名とする。詳しい選考資格については、理事会で定める。
4. 規定課題の審査方法は、別に定める審査内規による。
5. 審判員の委嘱後、審判員各個人の事由により、審査不能の状態が生じ補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
6. 審判員の互選により審判員長1名を定め、審判員の統括を運営委員が依頼する。

第七章 付 則

(共催・後援・協賛)

第22条 埼玉県マーチングコンテスト実施にあたって理事会が必要と認めた場合は共催および後援・協賛団体をもつことができる。

2. 共催および後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第23条 埼玉県マーチングコンテスト実行委員は、その年ごとに選出する。

(付 則)

第24条 埼玉県マーチングコンテスト実施に関して本規定以外必要と認められる基準・内規については、その年ごとに理事会がこれを定める。

(実施細目等)

第25条 実施細目等については、その年度ごとに常任理事会の同意を得て実行委員会がこれを定めることができる。この規定は平成元年5月9日より施行する。

(改 定)

第26条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

2. この規定は、平成 5年 6月19日より一部改正施行するものとする。
3. この規定は、平成 7年 4月25日より一部改正施行するものとする。
4. この規定は、平成11年 4月23日より一部改正施行するものとする。
5. この規定は、平成13年 7月10日より一部改正施行するものとする。
6. この規定は、平成15年 4月30日より一部改正施行するものとする。
7. この規定は、平成16年 4月30日より一部改正施行するものとする。
8. この規定は、平成18年 4月26日より一部改正施行するものとする。
9. この規定は、平成19年 4月24日より一部改正施行するものとする。
10. この規定は、平成19年 6月12日より一部改正施行するものとする。

11. この規定は、平成21年 4月28日より一部改正施行するものとする。
12. この規定は、平成22年 4月27日より一部改正施行するものとする。
13. この規定は、平成25年 2月12日より一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
14. この規定は、平成25年 4月23日より一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
15. この規定は、平成26年 2月18日より一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
16. この規定は、平成29年 2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
17. この規定は、令和2年8月25日に一部改正し、令和3年度の実施より適用するものとする。
18. この規定は、令和4年6月14日に一部改正し、令和4年度の実施より適用するものとする。
19. この規定は、令和5年4月25日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
20. この規定は、令和6年2月 6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
21. この規定は、令和7年2月 4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。

埼玉県マーチングコンテスト審査内規

平成13年7月10日
令和4年6月14日改定

- 第 1 条 この内規は埼玉県マーチングコンテスト実施規定第19条に基づき、審査および判定について定めるものとする。
- 第 2 条 審査員5名は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「演技」「音と動きの調和」の4項目を観点に審査し、100点満点で評価する。
2. Aの部にあつては、各規定課題につき2名以上の課題審判員が課題をクリアしていないとした場合、審査員の総合持ち点（満点）の1%ずつを、審査員採点合計点から差し引くものとする。
- 第 3 条 審査結果の集計および処理は、コンクール運営委員会がこれを行う。
- 第 4 条 運営委員は、審査員の評価順位に基づき各部門ごとに金・銀・銅の受賞候補団体のグループ分けおよび県代表候補団体の選出を行う。
- 第 5 条 第4条の賞については、審査員の了承を得て理事長がこれを決定する。
2. 第4条により選出された県代表候補団体の中から、審査員の推薦または投票により、その年ごとに西関東吹連より定められた数の団体を県代表として選出し、理事長がこれを決定する。
- 第 6 条 審査用紙の写しは、当該団体に交付する。
- 第 7 条 演技フロアについては、演技範囲（広さ）は特定しない。
- ただし、演技の「目印」として次のラインおよびポイントをつけるものとする。
- なお、県代表として西関東マーチングコンテストに出場する団体は、その年度により全日本吹連が定める基準がある場合はそれに従うものとする。
- ① 30メートル×30メートルの正方形ライン
② 20メートル×20メートルの正方形ライン
③ 会場の中心を交差する縦横のライン
④ 縦横5メートルごとのポイント
2. 30メートル×30メートルラインを超えて演技しても失格とはならない。
- 第 8 条 実施規定第15条の規定課題については、その年ごとに文書または全日本吹奏楽連盟会報（すいそうがく）に掲載され発表される。
2. 計時の方法については、参加団体打合せ会において提出された「演技開始と終了について」の指示に基づいて実施するものとする。
- 第 9 条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

埼玉県小学生バンドフェスティバル実施規定

平成16年4月30日施行

第1章 総 則

(大会の名称)

第1条 本大会の名称は、「埼玉県小学生バンドフェスティバル」とする。

(実 施)

第2条 埼玉県小学生バンドフェスティバルは、埼玉県吹奏楽連盟加盟の小学生が参加して毎年実施する。

(実施会場・日時等)

第3条 実施会場・開催要項その他必要事項については、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定に準拠し、毎年3月末日までに埼玉県吹奏楽連盟理事会（以下理事会という。）でこれを定める。

2. 開催日については、西関東小学生バンドフェスティバル開催日の3週間以前とする。

第2章 参加部門および人員

(実施の部)

第4条 フロア部門を実施する。なお、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加人員)

第5条 参加人員は次の通りとする。

フロア部門：80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）

第3章 参加資格

(参加資格)

第6条 構成メンバーは、同一小学校に在籍または校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

2. 少人数の団体の救済措置として、複数団体での合同出場を認める。

3. 在籍する小学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

(参加数制限)

第7条 参加は1会員団体につき1編成の出場団体のみとする。

(指 揮 者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。

2.（追加）同一部門において指揮することが出来るのは1団体とする。ただし、例外として小学校の学校単位以外の団体を指揮する場合は複数団体を指揮することが出来る

(奏者の制限)

第9条 同一奏者が二つ以上の出場団体に重複して出場することは認めない。これに違反した者が出場した団体は、
全て失格とみなし審査の対象とならない。

第4章 演奏曲目および演奏時間等

(編 成)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

2.（追加）歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

(演奏曲目および服装演技演奏形態)

第11条 出演団体は自由曲を演奏して審査を受けるものとし、服装・演技・演奏形態は自由とする。

(著作権および著作権隣接権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。

2. 本条に違反した場合は失格とし審査の対象にならない。

第5章 参加申し込み

(参加申し込み)

第14条 埼玉県小学生バンドフェスティバルに参加を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施要項によって決定された方法により、参加申し込みをするものとする。

(参加に関する費用)

第15条 参加に関する一切の費用は、参加団体の負担とする。

(申し込み内容の変更)

第16条 申し込み内容の変更は原則として認められないが、止むを得ず次の項目について変更する場合は、フェスティバル実施の前日までに理事長に、団体長による書面申請を行い承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずにフェスティバルに出場した場合は、失格とし審査の対象とならない。

- (1) 指揮者
- (2) 演奏曲目および演奏順序

第6章 出演順・審査員および表彰

(出演順序)

第17条 参加団体の出演順序は、出演団体打ち合わせ会で決定する。なお、決定された出場順序に故なく欠場した出場団体は、棄権とみなし審査の対象とならない。ただし、突発事故等止むを得ない事由の伴うときは運営委員(会)の指示に従うものとする。

(審査員)

第18条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。

2. 審査員の数は原則として5名とする。
3. 審査方法は、別に定める審査内規による。
4. 審査員の委嘱後、審査員各個人の事由により審査不能の状態が生じ、補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
5. 審査員の互選により、審査員長を1名を定め、審査員の統括を依頼することとする。

(表彰)

第19条 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また必要に応じて特別賞を贈る。

(受賞の取り消し)

第20条 大会終了後、出場団体の参加資格などに疑義を生じた時は、運営委員会がこれを調査審議し、その答申に基づき理事長は入賞を取り消すことができる。

第7章 県代表

(県代表団体の推薦)

第21条 西関東大会への推薦は、出演団体の賞にかかわらず、あらかじめ定められた代表数が、高得点の団体より推薦される。県代表団体は、西関東小学生バンドフェスティバル開催日の3週間以前に決定し、西関東吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第8章 付 則

(共催・後援・協賛)

第22条 埼玉県小学生バンドフェスティバル実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2. 共催および後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 **(実施細目等)**

埼玉県小学生バンドフェスティバル実施にあたって、本規定以外必要と認められる基準については、全日本吹奏楽連盟から示されるところによる。内規については理事会がこれを定め、実施細目等についてはその年度ごとに理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第24条 **(本規定の改廃)**

この規定は、理事会の議決により改廃することができる。

第25条 **(付 則)**

この規定は、平成16年4月30日より施行する。

2. 「埼玉県吹奏楽コンクール小学校部門および埼玉県マーチングフェスティバル小学校バンドの部実施規定」

は、平成16年4月29日をもって廃止する。

3. 平成20年2月19日から一部改正施行するものとする。
4. 平成23年3月1日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。
5. 平成25年2月12日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
6. 平成26年2月18日に一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
7. 平成29年2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
8. 平成31年4月23日に一部改正し、2019（令和元）年度の実施より適用するものとする。
9. 令和6年2月6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
10. 令和7年2月4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。

埼玉県小学生バンドフェスティバル審査内規

令和4年6月14日

(総 則)

第 1 条 この内規は全日本小学生バンドフェスティバルおよび西関東小学校バンドフェスティバル予選、埼玉県小学生バンドフェスティバル（以下、小学生バンドフェスティバルという）実施規定の審査に関する条項に基づき、審査及び規定等について定めるものである。

(審 査 員)

第 2 条 理事会が推薦し、理事長が委嘱した5名をもって構成する。

(審査方法)

第 3 条 「音楽技術」・「音楽表現」・「演技」・「構成」の4項目を観点に審査し、100点満点で評価する。

(計 時)

第 4 条 計時の方法については、参加団体打合せ会において提出された「演技開始と終了について」の指示に基づいて実施するものとする。

(各賞候補選出)

第 5 条 運営委員は、審査員の評価順位に基づき審査の結果を集計し、全出場団体を金賞・銀賞・銅賞の三つのグループに分け、各賞候補選出の原案を審査員に提示する。

(賞配分比率)

第 6 条 運営委員は、前5条の各賞のグループ分けが困難な場合にあつては、金賞：銀賞：銅賞の比率を3：4：3を目安として配分する。

(県代表選出)

第 7 条 埼玉県代表（以下、県代表という）候補団体は賞にかかわらず、あらかじめ定められた代表数が、審査員の評価順位により推薦される。

(賞・県代表決定等)

第 8 条 各賞の決定については、審査員の了承を得て理事長がこれを決定する。
2. 県代表団体の決定に当たっては、第8条により選出された候補の中から審査員の推薦または投票により、その年ごとに西関東吹連より定められた数の団体を県代表として選出し、理事長がこれを決定する。

(審査結果公表)

第 9 条 表彰式において、出演団体順に発表し、審査員採点用紙の写しを当該団体に交付する。
2. 成績一覧表は、総点の成績順にした表を、審査員氏名・出演団体名及びその出演順を伏せて公表し、各出演団体等に交付する。
3. 審査表（採点結果用紙の写し）は、当該団体に交付するが、その結果に対する疑義・質問は、一切受理しない。
4. 第3項について、審査用紙に明らかなミス等が認められた場合は、会員団体長または顧問が申し出ることとする。

(演技範囲等)

第 10 条 演技範囲（広さ）は、特に指定しない。ただし、年度により全日本吹奏楽連盟が定める基準がある場合は、その基準に従う。
2. ラインを越えて演奏・演技をしても失格とならない。

(失 格)

第 11 条 実施規定等に違反した場合は、審査の対象としない。ただし、その状況によっては特例により、運営委員との協議を経て、理事長は努力賞を与えることができる。

(附 則)

第12条 この審査内規は、必要に応じ理事会の議決により変更することができる。

2. この内規は平成16年4月30日より施行する。
3. この内規は、平成25年2月12日に一部変更し、平成25年度の実施より適用するものとする。
4. この内規は、平成31年4月23日に一部変更し、2019（令和元）年度の実施より適用するものとする。
5. この内規は、令和4年6月14日に一部変更し、令和4年度の実施より適用するものとする。

審査員検討委員会内規

吹奏楽コンクール実施規定第17条審査員検討委員会について次の通り規定する。

1. 本委員会はコンクール事業部担当副理事長1名、各事業部（コンクール、アンコン、マーチング）から1名とコンクール運営委員会から2名の計6名で構成する。
2. コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバルの審査員及び規定課題審判員の候補者について検討を行う。
3. 審査員等の候補者について意見集約と提案を行い、理事会の承認を得て決定する。
4. 必要があると認められる場合、保存された審査用紙を閲覧することができる。

附則 本内規は令和4年10月11日より施行する。

埼玉県吹奏楽連盟 コンクール運営委員会内規

第 1 条 埼玉県吹奏楽コンクール実施規定第 25 条に基づきコンクール運営委員会の業務内容について定めるものである。埼玉県アンサンブルコンテスト実施規定第 18 条に基づき、アンサンブルコンテストについても、コンクールと同様に行うものとする。なお、小学生バンドフェスティバルならびにマーチングコンテストについても同様に行うものとする。

第 2 条 コンクール当日までの業務は次のものとする。

1 審査員選考

別に定める審査員検討委員会の一員として、当該年度コンクール終了後、次年度審査員の選考に加わる。

2. 審査員依頼

審査員検討委員会において選出された審査員との交渉を行い、当該年度コンクール打ち合わせ抽選会までに依頼を完了する。

3. 打合せ抽選会への立ち会い

会場ごとの出場団体打合せ抽選会には、必要に応じて立ち会う。その際は、審査員の発表・規定説明等を行う。

4. 審査用具の準備

①課題曲スコア ②審査要領 ③プログラム ④審査用紙 ⑤採点メモ ⑥点数メモ ⑦進行予定表

⑧筆記用具 ⑨バインダー等、審査上必要なものは、実行委員会が用意し、コンクール運営委員は連絡を受ける。

第 3 条 コンクール当日の業務は次のものとする。

1 コンクール当日は、開会式開始の相当程度前までに会場に到着し、一致協力しつつ、運営委員チェックリストを活用して責任分担を定めて当日の業務の遂行に当たる。

2 コンクール運営委員は、次の役割を分担して業務の遂行に当たる。

(1) 審査員との打ち合わせに於いて、司会進行並びに審査要領の説明をする役割

(2) 審査員を審査席まで案内する役割

(3) 開会式・表彰式に於いて、審査員を紹介する役割

(4) 審査用紙を回収する役割

(5) タイムオーバー・人員オーバーの有無を確認する役割

(6) 集計の立ち合いと最終確認をする役割

(7) 表彰状作成の確認をする役割

(8) 表彰式に於いて、賞位の発表を確認する役割

(9) 表彰式に於いて、代表団体を発表する役割

- 3 コンクール運営委員は、分担した役割に基づいて、当日の実行委員長や係と打ち合わせ確認を行う。
- (1) 当日の実行委員長と、当日の日程・出演団体数・代表団体数等の確認を行うと共に、審査員との打ち合わせ開始時刻を確認し、出席を求める。
 - (2) 集計係と、別紙「埼玉県吹奏楽連盟コンクール等の集計・表彰準備の手順」に基づいて事前準備の状況について確認し、審査用紙の回収のタイミングを打ち合わせる。
 - (3) 計時係と、別紙「埼玉県吹奏楽連盟コンクール等の計時係の業務」に基づいて、計時方法について指導確認する。
 - (4) 審査席は、審査員が余裕を持って着席でき、かつ、運営委員・計時係の座席が確保されていることを確認するとともに、審査席までの通路の状況を確認する。
(会場にもよるが、出来れば、地区大会は6列・県大会は7列)
 - (5) 審査員接待係と、休憩場所・昼食場所・用意されている食事数について確認する。
- 4 審査員の到着前に、審査用紙等必要なものの点検配布準備をする。特に、プログラム・審査用紙・採点メモ・進行予定表の記載内容の整合性を確認する。
- 5 審査員打ち合わせ
- 開会式の前に審査員打ち合わせを行う。打ち合わせ内容は次のとおりとする。
- (1) 審査員到着時に、①課題曲スコア(Aの部) ②審査要領 ③プログラム ④審査用紙 ⑤採点メモ ⑥点数メモ ⑦進行予定表 ⑧筆記用具 ⑨バインダー等を配布する。
 - (2) 打ち合わせは、次の手順で行う。
開会・理事長挨拶・コンクール運営委員並びに当日の実行委員長紹介・審査員紹介内容の確認・審査要領説明(基準点数・代表数・その他)・審査員長の選出(選出は審査員の話し合いによる)・日程説明(進行予定表による)・その他当日の諸連絡。
- 6 審査員の紹介
- 開会式、表彰式において審査員を紹介する。紹介の内容は、審査員打ち合わせ時に直接審査員に伺う。
- 7 審査結果集計及び審査用紙の取り扱い
- 集計係との打ち合わせに従って、審査用紙を回収する。最後の回収に併せて計時記録を回収し、タイムオーバー・人員オーバー等の有無を確認。集計係に集計を依頼し集計結果に基づいて、金・銀・銅各賞入賞団体を案分し、審査員に提案し承認を得る。審査用紙はスキャナーでデータを保存してから原票は各団体へ渡し、保存データは大会ごとにまとめて保存し後日の審査員検討会の参考資料とする。
- 8 失格団体への処置
- 人数オーバー、タイムオーバー、無届けの指揮者・曲目及び演奏順序変更、大学・職場一般部門の出場人数の増、編成の変更その他規定に抵触した団体については、必ず指導者または団体長より事情聴取の上、理事長に報告し、理事長の判断を受けて、注意及び失格の有無の公表等、必要な措置を講じる。
- 9 突発事故の処置
- あらかじめ決定された出場順序に故なく欠場した団体は、棄権とみなし審査の対象としない。ただし突発事故等やむを得ない事由が伴うときは、該当する団体の責任者または責任者から代理として委任

を受けたものによりコンクール運営委員会に申告させ、コンクール運営委員はこれを審議し理事長に報告し、理事長の判断を受けて適切な措置を講じる。

10 賞状の作成及び表彰の準備

審査員の承認を得た後、賞状の作成及び表彰の準備をする。この際、事前に審査結果が外部に漏れないように注意する。なお、以上の業務は当日の集計係とともに行う。

11 結果発表

表彰式に立ち合い、賞状授与者が審査結果を発表する際、誤りが無いか確認をする。次に、上位大会に推薦する団体がある部門では運営委員が発表する。この際も発表に誤りが無いか確認する。表彰式の流れは予め当日の実行委員長または表彰式担当実行委員と打ち合わせておく。

12 上位大会出場順抽選の立ち会い

表彰式終了後、上位大会の出場順の抽選に立ち会うことを原則とする。

13 その他

当日はできるだけ審査員と行動を共にし、案内に当たるとともに不測の事態に対処する。

第 4 条 以上の業務遂行のため、当日は各会場に3名のコンクール運営委員を配置するが、やむを得ず欠員の場合は、理事長もしくは副理事長が代行することが出来る。その場合、代行者の属する団体が代行の日時・会場に出場してはならない。

第 5 条 コンクール運営委員会の業務を行うにあたり、毎年大会終了後に1回以上コンクール運営委員会を開催し大会を振り返り次年度に備えるものとする。
小学生バンドフェスティバル、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテストについては必要に応じて行い、特に定めない。

第 6 条 この内規は、コンクール運営委員会が発議し、理事会の議決により改訂することが出来る。

第 7 条 この内規は、昭和63年度コンクールより施行する。
この内規は、平成19年度コンクールより一部改訂施行される。
この内規は、平成26年度コンクールより一部改訂施行される。
この内規は、平成29年度コンクールより一部改訂施行される。
この内規は、令和4年度のコンクールより一部改訂施行される。
この内規は、令和4年度のアンサンブルコンテストより一部改訂施行される。
この内規は、令和7年度のコンクールより一部改訂施行する。

埼玉県吹奏楽連盟 旅費支給規定

当連盟の役員または幹事が当連盟用務のために出張した場合には、下記により旅費および日当を支給する。ただし、各所属団体において公務出張扱いを受けられる場合（旅費支給）には支給しないものとする。

1. 旅 費 勤務地より用務地までの実費を支給する。バスの利用については1.5km 以上の場合を認める。
2. 日 当 日当については、次の規定によるものとする。
 - (1) 半日の用務については1,000円とする。
 - (2) 全日の用務については2,000円とする。
3. 支給対象用務
 - (1) 当連盟を代表して用務に携わる場合（例. 全日本総会）
 - (2) 当連盟主催行事の円滑なる運営のための用務（例. 各種会議・事務局用務・会計用務・その他必要なもの）
 - (3) 当連盟主催行事の役員・係員として委嘱を受けた場合（例. コンクール・吹奏楽祭・アンサンブルコンテスト・その他）
 - (4) 特殊用務についての支給は理事会または常任理事会で決定する。
4. 受 給 手 続 旅費日当を請求する場合には、指定用紙に記入のうえ理事長または事務局長の認印を受け、会計より受領するものとする。旅費支給に関する支給票・出張用務一覧表は会計担当者において保管する。
5. 規 則 の 変 更 この規定の変更は理事会において行う。
6. 付 則 この規定は、昭和62年4月25日より施行する。
この規定は、平成5年5月11日より一部改正施行する。

埼玉県吹奏楽連盟 表彰に関する規定

表彰に関する規定を次のとおり定める。ただしコンクール・コンテスト等の表彰については別に定める。

(表彰の種類)

第 1 条 表彰は感謝状・表彰状・その他とする。

(感謝状)

第 2 条 感謝状の授与は、次の各号の一に該当する者について行う。

1. 長年県吹連の役員として尽力しその業績が顕著であり、役員を退任した者。
2. 部外者または部外団体に県吹連の事業等に協力し特別な功績があった者。
3. その他、吹奏楽の発展に尽力し県吹連として推奨すべき特別な業績があった者。

(表彰状)

第 3 条 表彰状の授与は、次の各号の一に該当する者について行う。

1. 長年県吹連の役員として尽力し、功労が認められた者。
2. 県連盟会員として他の模範として推奨すべきものが認められた者または団体。
3. その他、県内吹奏楽の発展に尽力し特別な業績が認められた者。

(評定)

第 4 条 表彰の評定は勤続年数なども考慮し理事会の議を経て決定する。

(表彰基準)

第 5 条 表彰の基準は別に定める。

(副賞)

第 6 条 表彰にはその内容に応じて副賞を贈ることができる。

(表彰の場所)

第 7 条 表彰は原則として総会・県連盟主催行事の会場など、その内容にふさわしい公の場所で授与するものとする。

(表彰台帳)

第 8 条 感謝状・表彰状は永久保存される表彰台帳に記載されるものとする。

(付則)

第 9 条 この規定は総会または理事会の議決を経なければ変更することはできない。

2. この規定は昭和 63 年 4 月より施行する。